

(様式)

議会運営委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	小林ゆうき
視察地	兵庫県洲本市		
調査事項	ハラスメント防止条例について		
視察年月日	2024年7月9日		
視察内容	兵庫県洲本市は淡路島の中心に位置する、人口約 41,000 人のまちである（2024 年 6 月末時点）。淡路島には元々 1 市 2 郡 10 町があったが、合併を繰り返して現在は北から淡路市、洲本市、南あわじ市の 3 市となっている。 洲本市には現在「政治倫理条例」、「議会基本条例」、「ハラスメント防止条例」があり、政治倫理条例は合併前の旧洲本市議会で制定されたものをそのまま引き継いでいる形となっている。議会基本条例の制定は 2008 年に提出された議員定数削減の要望がきっかけとなっている。これによって議会活動への課題認識が高まり、議会機能や広報活動強化のための議論を行うことになった。その中で条例化への検討が始まり、2013 年 3 月から施行された。ハラスメント防止条例は、全国的な潮流とハラスメントと思われる事案の発生をきっかけに検討を始め、2023 年 7 月から施行されている。兵庫県内での取り組みは洲本市が初となっている。 ハラスメント防止条例は第 1 条から目的、定義、議員の責務、研修等、調査等、公表等、洲本市議会ハラスメント審査会、議長職務の代行、プライバシー等の保護等、委任について定めた全 10 条からなる。第 2 条では用語の定義をしているが、ハラスメントがパワーハラスメントとセクシャルハラスメントの 2 項目となっていることが特徴である。第 3 条では、ハラスメントが人権侵害であり個人の尊厳を不当に傷つける行為であるとした上で、人格の尊重とハラスメントの防止を責務として明記している。6 条ではハラスメント行為が認定された際の行為者の公表について定めており、その際には 7 条で規定された洲本市議会ハラスメント審査会の意見を聞くことが定められている。 調査・審査については洲本市議会ハラスメント防止条例施行規程によって定められており、ハラスメントの申し出があった際には議会事務局職員や議長の指名した議員が調査を行う。また、審査会は議長が任命する議員 6 名（会派所属人数に応じる）をもって構成し、会議の開催要件は委員の 3 分の 2 以上の出席、議決は出席委員の 3 分の 2 以上の多数で決するとされている。2024 年 1 月には、実際に審査会でハラスメント認定された事案について、行為者の公表を行っている。 洲本市では、ハラスメント審査会の在り方と、被害者の保護や権利回復の視点が不十分であることが課題だと感じた。ハラスメント審査会においては、審査会所属議員 6 名のうち 3 分の 2 で開催、出席者のうち 3 分の 2 で議決という形になっているため、最少 3 名の同意によってハラスメント認定に至ると考えられる。議員という特殊性から政治的判断が行われる可能性もあるため、第三者的視点を持つ人員を含めるなど、公平な審査が行われる形にする必要があると感じる。また、2024 年 1 月の事案では、プライバシーを保護した上で事案の公表を行ったが、公表後に行為者である議員のみへの取材で作られた新聞記事が掲載され、被害者への二次被害が心配された。認定と公表という解決だけではなく、その後も被害者が安全に働けるように配慮することや、権利の回復をサポートするといった視点も必要であると感じた。		

(様式)

議会運営委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	小林ゆうき
視察地	三重県四日市市		
調査事項	ハラスメント防止条例について		
視察年月日	2024 年 7 月 10 日		
視察内容	三重県四日市市は人口約 307,000 人の施行時特例市である（2024 年 7 月 1 日時点）。三重県では 1997 年に人権尊重の条例を、四日市市では同年に差別を無くすことを目的とした条例を定めるなど、早くから人権擁護のための取り組みを行っている。 四日市市には現在「議会基本条例」と「ハラスメントの防止等に関する条例（以下ハラスメント防止条例）」があり、政治倫理については要綱で定められている。四日市市議会では 2005 年より議員政策研究会を設置しており、毎年度当初に全体会で決定されたテーマについて分科会を設置し、調査研究を行うこととなっている。2009 年には議員政策研究会で議会基本条例分科会の設置、2010 年には議会基本条例調査特別委員会の設置を行って検討を重ね、2011 年 5 月から議会基本条例が施行された。また、2020 年度には同研究会の議会改革事例研究分科会においてハラスメント防止の取り組みについて提言があり、議会改革検討会を経て 2022 年 3 月からハラスメント防止条例が施行された。 ハラスメント防止条例は第 1 条から目的、定義、適用範囲、議長の責務、議員の責務、プライバシーの保護、研修等、継続的な検討、委任について定めた全 9 条からなる。第 2 条では用語とハラスメントの定義をしているが、ハラスメントの詳細な定義はここでは行わず、パワーハラスメント、モラルハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、ジェンダーハラスメントの 5 項目とその他といった形でまとめている。第 5 条で行動指針の遵守等を議員の責務として定めており、2023 年度に作成された行動指針の中でそれぞれのハラスメントの説明や、事案への対応方針などをまとめている。 行動指針の 4「ハラスメントを起こさないために」では、すべての人が差別されず平等に尊重される社会の醸成は人々の責務だとした上で、気を付けるべきポイントを提示している。中でも重要だと感じたのは、ハラスメントの背景として「「違い」に基づく思い込みや無理解がある」ことや、「無知による差別」を挙げていることである。 対応方針はハラスメントの申し出が職員個人の場合と執行部局の場合で若干異なるが、①議会事務局を窓口として申し出を受け付ける、②職員 2 名で申出者の調査同意、事実確認、対応の希望について確認、③調査概要を議長へ報告して対応を仰ぐという流れとなっている。また、議会独自に契約している顧問弁護士がいるため、法的な問題について相談することができる。 四日市市で印象的だったのは、①ジェンダーハラスメントを定義の中に入れていること、②ハラスメント発生の背景に人々の思い込みや無知を挙げていること、③人権政策特別委員会が設置されるなど人権擁護意識が高いと感じたことである。 ジェンダーバイアスに基づいたハラスメントは悪意が無く行われているものも多く、行為者が加害として認識しづらいこともあるため、明記することは重要である。また、加害をするつもりが無くても起きるのがハラスメントであり、加害をするつもりが無かったとしても加害にはきちんと向き合う必要があるということを、本市の取り組みにも取り入れたいと考える。		

(様式)

議会運営委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	小林ゆうき
視察地	長野県長野市		
調査事項	ハラスメント防止要綱について		
視察年月日	2024年7月11日		
視察内容	長野県長野市は人口約364,000人の中核市である（2024年7月1日時点）。長野市には現在「政治倫理条例」、「議会基本条例」があり、ハラスメント防止に関しては「ハラスメントの防止等に関する要綱（以下ハラスメント防止要綱）」で定められている。議会基本条例は、議員の不祥事とそれに伴う辞職もあって検討が始まり、2009年9月に施行された。ハラスメント防止要綱は、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の改正に伴って議論が始まり、元々あったセクシュアルハラスメント防止の要綱をすべて改正する形で2022年8月に施行された。 ハラスメント防止要綱は第1から目的、定義、議員の責務、議長の責務、苦情相談等の処理、プライバシーの保護等、準用、研修等、補則について定めた全9項目からなる。定義では、対象となる「議会活動」とハラスメントの定義を行っており、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメントの4項目について詳細に定義している。また、誹謗中傷や風評の流布などによる人権侵害についての追記が意見として出たものの、範囲が広くなるという理由から追加しなかった経緯がある。議員の責務では発生原因と背景への理解や、事案が発生した際の解明と責任等について定めているが、ハラスメントを目撃した際の指摘等に関する規定は定めていないことが特徴である（兵庫県洲本市、三重県四日市市では盛り込まれていた）。 苦情相談の処理では、2項でハラスメント調査委員会の設置と協議について記されており、詳細は別途定めることとしている。調査委員会は、議長が任命する議員11名をもって構成し、各会派から1名以上かつジェンダーバランスに配慮した人選をすることとなっている。まだ委員会が開催されたことはないが、事案発生時には法律家も入れて協議する可能性があるという。会議の開催要件は委員の半数以上の出席、議決は全会一致としている。また、委員外の参加を認めており、当事者等の意見を聞くことができるようになっている。ハラスメント認定後の行為者の公表などは定めておらず、認定後は議会運営委員会で処分や対応についての協議が行われ、協議内容により議長からの注意・指導や氏名の公表等の対応がされる。 長野市が条例ではなく要綱で定めている理由としては、参考にした自治体が要綱で定めるところが多かったこと、政治倫理について条例で定めていることがある。条例と異なって議決を要しない要綱は、社会の変化に対して柔軟に変化させることが出来る一方、法的効力がないという特徴がある。そのため、長野市においても罰則規定や法的定めがあるものについては要綱に盛り込んでいない。 長野市で印象的だったのは、①調査委員会にジェンダーバランスの視点を入れていること、②誹謗中傷や風評の流布を盛り込まなかったこと、③条例ではなく要綱としたことである。誹謗中傷や風評の流布は、被害者が気づきにくい・気づいても対処がしにくいという点から、被害からの回復が難しいことが考えられる。直接的なハラスメントだけではなく間接的な被害への対応という視点も重要であり、本市の取り組みでも検討していきたいと考える。		